

保存版

R5 年度 出席停止の感染症一覧表 R5.4

- これらの感染症またはその疑いのある場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止となります。
- 感染性胃腸炎やマイコプラズマ肺炎等の停止期間が定められていない感染症については、病院にかかった際、いつから登校してよいかを医師に確認してください。
- 新型コロナ感染症・新型コロナ感染症予防については、今後の状況により対象や期間等が変更となる場合がありますのでご了承ください。

病名	潜伏期間	症状	出席停止期間
インフルエンザ	1～2日	悪寒・高熱・頭痛 全身のだるさ	発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで
麻疹 (はしか)	9～12日	発熱・咳・鼻水 結膜炎・コプリック斑	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふく)	14～24日	耳下腺の腫れ・微熱	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	14～21日	発熱・紅い発疹	紅い発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	14～21日	発疹(紅い発疹→水疱)	全ての水疱が痂皮化するまで
咽頭結膜熱・ アデノウイルス感染症 (プール熱)	5～6日	高熱・咽頭の発赤 せき・鼻水・結膜炎	主要症状が消退した後、2日間を過ぎるまで
流行性角結膜炎 (はやり目)	1週間以上	結膜炎・発熱 ※プール熱と似ている	医師の判断による
溶連菌感染症	2～7日	発熱・扁桃腺の発赤 リンパ節の腫れ・莓舌	医師の判断による
手足口病	2～7日	手足口の水疱・発熱	医師の診断による
伝染性紅斑(りんご病)	17～18日	頬の赤み・手足の発赤	医師の診断による
感染性胃腸炎(ウイルス性)	1～3日	嘔吐・下痢	医師の診断による
マイコプラズマ肺炎	2～3週間	発熱・咳・発疹	医師の診断による
ヘルパンギーナ	2～7日	発熱・のどの痛み	医師の診断による
結核	一様でない	発熱・咳	感染のおそれがなくなったと診断されるまで
百日咳	6～15日	特有な咳(コンコン・ヒュー)が続く	特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
新型コロナ感染症	今後の状況により変更となる場合がありますのでご了承ください。	発熱、咳、頭痛、のどの痛み等または無症状	発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合。(R5.3時点)
新型コロナ濃厚接触者			陽性者と接触した日を0日として翌日から5日間を経過した場合。(R5.3時点)
新型コロナ感染症予防		(同居家族に体調不良者がいる、予防接種・副反応等)	同居家族が体調不良の場合は、同居家族にかぜ症状がなくなるまで。(R5.3時点)
※しらみ		頭髮部のかゆみ	出停の措置はなし。連絡帳で知らせる。
※伝染性軟疣腫(水いぼ)		水疱	出停の措置はなし。連絡帳で知らせる。
※伝染性膿痂疹(とびひ)		皮膚に化膿性の湿疹	出停の措置はなし(要治療)

病院にかかった際に、いつから登校してよいか確認してください。

